

※ 本案件は 10 月 2 日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公示番号：19a00515

国 名：イラク

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：クルディスタン農業試験センター運営強化プロジェクト詳細計画策定調査
(園芸・普及)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：園芸・普及
- (2) 格 付：3 号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019 年 12 月中旬から 2020 年 3 月上旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	22 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1 部
- (2) 見積書提出部数：1 部
- (3) 提出期限：11 月 13 日(12 時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 11 月 28 日 (木) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制等	4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40 点
----------	------

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 ③語学力 16 点
 ④その他学位、資格等 16 点
 (計 100 点)

類似業務	園芸及び普及に係る各種業務
対象国／類似地域	イラク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
 特になし。

- (2) 必要予防接種等：

イラク国に 1 週間以上滞在する場合には、入国後に血液検査を受ける必要があるため、後述の 9. (4) 及び 10. (1) ①を確認すること。

6. 業務の背景

イラクでは、1980 年以降、三度にわたる戦争と 10 年以上に及ぶ経済制裁により、社会経済インフラは破壊され国内経済も後退したが、2003 年のイラク戦争終了、2017 年 12 月イラク首相による対イスラム国勝利宣言の後は、国際社会の支援を得つつ復興開発が進んでいる。イラクは国土の大半において、その年間降水量が天水農業の実施が可能であると言われる 500 mm を下回っており、農業セクターは GDP の 3.0% (世銀 2018 年) を占めるに過ぎないものの、「イラク国家開発計画(2018～2022 年)」において、農業は産業多角化のための重点分野と位置づけられている。しかしながら、農業生産基盤の老朽化、灌漑農地での塩類集積及び農家の農業技術・知識の不足などにより、農業の生産性は低位に留まっているのが現状である。イラク北部に位置するクルディスタン地域 (KRI) は年間降水量が 350mm から 1200mm と地域により異なるものの、概して水源に恵まれ土壌も比較的肥沃であるため、農業開発の潜在的可能性が高い。一方で、同地域も石油の国際価格の下落やイスラム国の侵攻などの影響を受けて経済危機に瀕しており、クルディスタン地域政府 (KRG) の開発計画においても、石油モノカルチャー経済からの脱却を目指し、特に農業振興に高いプライオリティをおいている。連邦政府による小麦買取制度はあるものの、経済危機の影響で政府買取価格の下落、買取量の削減、支払の遅滞、などの問題が生じ、農家の収入にも多大な影響が出ており、農作物の多角化による収入拡大が求められている。加えて、周辺のトルコやイランといった農業大国から安価な農産物が流入しているため、これら外国産農産物に対して、イラク国内におけるクルディスタン地域産の農作物競争力の強化が求められている。

これまで KRI では「食糧自給のための小麦生産性改善プロジェクト(小麦技プロ)」(2011.8～2015.7) および「クルディスタン地域園芸技術改善・普及プロジェクト(園芸技プロ)」(2011.8～2016.8) を本案件で協力相手として想定している KRG 農業水資源庁 (Ministry of Agriculture & Water Resources : MoAWR) をカウンターパート機関として実施した。小麦技プロでは同地域で有望であると確認された小麦種子の開発に関する支援を行い、その後 MoAWR 主導の試験栽培の結果、2016 年 8 月 16 日

に認定を受けることができた。園芸技プロでは、試験研究手法や新規技術、新規園芸作物の紹介、試験農場における栽培技術の確立、農家へ新規技術を普及するための普及活動を実施し、現在も園芸作物は栽培が継続され、一般的な作物として販売されるに至っている。これら二つの技プロの結果、KRI の農業を発展させていくためには試験研究局と普及局および農家との連携が不可欠であることが確認された。

したがって、上記課題に対応するため、試験研究の成果を実際の農産物の増産及び品質の確保、収益性の高い作物の導入などにつなげると共に、価格及び市場ニーズへの対応などの面で農産物競争力を高めていくことが重要となる。このため、対象地域である KRI に設置されている農業試験センター自体の試験能力向上と地域農業に貢献する調査研究能力強化を図り、農作物の品種改良から、増殖、普及を行うことで国内市場における KRI 産農産物の競争力を高めることが求められている。

かかる状況からイラク政府は我が国に対し、対象地域であるクルディスタン地域に設置されている試験研究局の職員が計画立案、予算策定、研究実施、結果を農家に還元、農家からの意見を抽出、問題把握および解析、などの一連の流れを自主的かつ継続的に実施していける人材を OJT および研修を通して育成することを目的とする技術協力プロジェクト（以下、本プロジェクト）を要請した（なお、市場ニーズの観点からは魚の需要も高いことから内水面養殖に関しても検討する）。

本詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容について先方政府と協議のうえプロジェクトに関わる協議議事録（M/M）締結とともに、事前評価を行うことを目的とする。

本業務従事者は、別途派遣予定の評価分析の団員と協力しつつ、園芸・普及に係る情報収集・分析を行い、本調査結果の取り纏めに協力する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019 年 12 月中旬～1 月中旬）

- ①本プロジェクトの概要及びクルディスタン地域の小麦・園芸作物（養殖含む）の市場ニーズに係る既存情報を収集・分析し、プロジェクト概要及び現地状況を把握する。また、JICA 及び他ドナーによる類似案件の成果、課題、教訓を把握するとともに、クルディスタン地域農業試験センターで研究対象とする作物を検討する。
- ②イラク側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整する。現地調査前に JICA に提出すること。
- ③評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。その他現地協議用資料等の作成に協力する。
- ④調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2020 年 1 月下旬～2 月中旬)

- ① JICA イラク事務所との打ち合わせ、イラク側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ② 他団員と協力し、予め JICA イラク事務所を通じ配布した質問票を回収し、また現地にて収集した情報を取りまとめる。なお、調査項目は JICA 側と相談のうえ他分野の団員と役割分担し、重複しないよう適宜調整すること。また、農家等への調査をする際は、世帯主のみならず、必ず男女双方からニーズ・課題を確認する等ジェンダー配慮すること。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を質問票及び現地ヒアリングを通じて収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) クルディスタン地区における一般的な農業情報 (灌漑面積、灌漑可能面積、天水面積、月ごとの降雨量、作付状況など)
 - イ) 園芸作物の栽培方法 (作物カレンダー含む) に関する情報 (但し対象とする作物については事前に JICA 担当者と相談の上、決定)
 - ウ) 園芸作物の栽培技術の普及体制に関する情報
 - エ) クルディスタン地区およびイラク全域における市場・流通に関する情報
 - オ) クルディスタン地区における生産 (種子・肥料・農薬等の投入財も含む) から消費までの農業 (特に園芸作物) バリューチェーンの各段階の課題及び段階間における課題
- ④ 協議の結果及び収集した情報、資料を基に、他の調査団員と協力して、本プロジェクトの概要 (協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程、現地再委託の有無等)、本プロジェクトにおけるイラク政府機関の実施運営体制を検討・提案する。
- ⑤ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
- ⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案の作成に協力する。
- ⑦ イラク側関係機関との協議で合意された内容に基づき、M/M 案 (英文) の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA イラク事務所等に報告する。
- ⑨ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点から本プロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) を作成し、同表 (案) の取りまとめに協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2020 年 2 月中旬～2 月下旬)

- ① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成するとともに全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を、2020 年 3 月 10 日

までに電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、往路：日本⇒ドーハ／ドバイ⇒イラク（バグダッド）、復路：イラク（エルビル）⇒ドーハ／ドバイ⇒日本を標準とします。なお、イラク国内の移動は JICA が手配します。

宿泊料に関しては、一泊毎の経費について、規定の額を超えない場合は規定の額で精算し、規定の額を超える場合には実費精算とする。見積書は規定の額で作成すること。必要に応じ、契約金額を超えて精算することも可とする（約款の一部を変更して適用する）。

なお、クルディスタン地域等における宿泊先は JICA イラク事務所の指定の宿泊施設のみとする。

(2) コンサルタント等契約における災害補償保険（戦争特約）

（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）にて指定されているとおり、イラク全土が戦争特約の対象となりますので、21 日間の戦争特約保険料の積算を認めます。

(3) 一般管理費の 10 %上乗せ

本調査では治安面で十分安定しているとはいえない、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされるため、現地業務に係る全工程について一般管理費等率につき 10%を上限として加算することを認めます。

(4) 血液検査費用

イラク国では、1 週間以上の滞在者に対して、入国時にバグダッドでの血液検査が義務付けられています。そのため、本検査に必要な費用として、5,000 円を見積金額に含めて計上することとし、契約金額に含めて契約することとします。契約業務完了に際しては、本定額経費について、証拠書類に基づいて実費精算させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2020 年 1 月 24 日～2 月 14 日を予定しています。本業務従事者は、当機構の調査団員に約 2 週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う機関があります。イラク国入国後の翌朝に JICA イラク事務所指定のバグダッド市内のクリニックにて

血液検査を受けて頂きます。検査結果は同日午後に判明し、滞在が認められれば、その後、エルビルに移動予定です。なお、検査結果が出るまでの間は一旦、宿舎に戻り JICA イラク事務所との打ち合わせを予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 種苗・普及 (JICA)
- ウ) 企画協力 (JICA)
- エ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 園芸・普及 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA イラク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
英語⇄クルド語の通訳を提供 (イラク渡航中)
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。一部コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-3159) にて配布します。

- ・クルディスタン農業試験センター運営強化プロジェクト要請書
- ・食糧自給のための小麦生産性改善プロジェクト終了時評価報告書
- ・クルディスタン地域園芸技術改善・普及プロジェクト終了時評価報告書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル:「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA イラク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上